

沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書				連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・		法人名	()						
各 連 結 法 人 に お け る 計 算	個 別 所 得 金 額 (個別所得金額がない場合は0)		1	円		各 連 結 法 人 の 前 期 合 計 額 の 計 算	連 結 所 得 の 金 額 (別表四の二「55の①」)		21	円				
	調整前連結税額の個別帰属額 $(24) \times \frac{(1)}{(21)}$		2				工業用機械等の取得をした各連結法人の個別所得金額の合計額 (取得連結法人の(1)の合計)		22					
							繰越税額控除限度超過額を有する各連結法人の個別所得金額の合計額 (繰越連結法人の(1)の合計)		23					
	取 得 価 額 の 合 計 額 (別表六の二(八)付表「10」の合計)		3				調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)		24					
	当	同上のうち建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額		4			期	総調整前連結税額基準額 $(24) \times \frac{20}{100}$		25				
					当期税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(9)の合計)			26						
		税 額 控 除 限 度 額 $((3) - (4)) \times \frac{15}{100} + (4) \times \frac{8}{100}$		5				調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十)「7の⑩」)		27				
	期	法人 税 額 基 準 額	調整前連結税額基準額 $(25) \times \frac{(1)}{(22)}$		6				分	当期税額控除額の合計額 (26) - (27)		28		
			個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{20}{100}$		7					総調整前連結税額基準額 $(24) \times \frac{20}{100}$		29		
		法 人 税 額 基 準 額 (6)と(7)のうち少ない金額)		8			繰越税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(44の①)の合計)			31				
	分	当期税額控除可能額 (5)と(8)のうち少ない金額)		9			期	繰越税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(44の②)の合計)		32				
		調整前連結税額超過構成額 $(27) \times \frac{(9)}{(26)}$		10				繰越税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(44の③)の合計)		33				
		当期 税 額 控 除 額 (9) - (10)		11				繰越税額控除可能額の合計額 (各連結法人の(44の④)の合計)		34				
	お け る 繰 越 分	繰越税額控除限度超過額 (43の計)		12			の 計 算	合 計		35				
		法 人 税 額 基 準 額	調整前連結税額基準額 $(30) \times \frac{(1)}{(23)}$		13					繰 越 分	連 結 事 業 年 度 (別表六の二(二十)付表「2の⑦」)		36	
			個 別 帰 属 額 基 準 額 $(2) \times \frac{20}{100}$		14						連 結 事 業 年 度 (別表六の二(二十)付表「2の⑧」)		37	
			個別帰属額基準額の残額 (14)又は((14) - (9))		15						連 結 事 業 年 度 (別表六の二(二十)付表「2の⑨」)		38	
			法 人 税 額 基 準 額 (13)と(15)のうち少ない金額)		16						連 結 事 業 年 度 (別表六の二(二十)付表「2の⑩」)		39	
		当期繰越税額控除可能額 (12)と(16)のうち少ない金額)		17				合 計		40				
		調整前連結税額超過構成額 $(36) \times \frac{(44の①)}{(31)} + (37) \times \frac{(44の②)}{(32)} + (38) \times \frac{(44の③)}{(33)} + (39) \times \frac{(44の④)}{(34)}$		18				当期繰越税額控除額の合計額 (35) - (40)		41				
当期繰越税額控除額 (17) - (18)		19			法人税額の特別控除額の合計額 (28) + (41)			42						
法人税額の特別控除額の個別帰属額 (11) + (19)		20			各連結法人における翌期繰越税額控除限度超過額の計算			連 結 事 業 年 度 又は事業年度		前期繰越税額 又は当期税額 控除限度額	当期控除 可 能 額	翌期繰越税額 (43) - (44)		
					平 平			・ ・	①	円	円			
					平 平		・ ・	②			外 円			
					平 平		・ ・	③			外			
					平 平		・ ・	④			外			
					平 平		・ ・							
					計					(17)				
					当 期 分			(5)		(9)	外			
					合 計									

別表六の二(八)

平二十八・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二（八）の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の13第1項若しくは第2項《沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》、平成26年改正前の措置法第68条の13第2項《沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》又は平成24年改正前の措置法第68条の13第1項若しくは第2項《沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、次に掲げる連結事業年度において、法人税額がないためその後の事業年度又は連結事業年度に繰り越して税額控除の適用を受けようとする場合にも、この明細書を提出しなければなりませんので、御注意ください。

- (1) 工業用機械等を事業の用に供した連結事業年度（供用年度）
- (2) 供用年度後の繰越税額控除限度超過額がある連結事業年度
- (3) 工業用機械等を事業の用に供した事業年度後の繰越税額控除限度超過額がある連結事業年度

2 この明細書は、適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

3 「前期繰越分12～19」及び「前期繰越分29～41」の各欄は、前期以前において生じた工業用機械等に係る繰越税額控除限度超過額を有する場合に、措置法第68条の13第2項の規定により当該超過額について当期において法人税額の特別控除の規定の適用を受けるときに記載します。

4 「翌期繰越額45」の各欄の外書には、措置法第68条の15の7《法人税の額から控除される特別控除額の特例》（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第25条の4第1項《連結法人の法人税の額から控除される特別控除額の特例》の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合に、別表六の二(二十)「7」又は別表六の二(二十)付表「2」の各欄の金額を記載します。この場合において、「計」及び「合計」の記載に当たっては、当該金額を含めて計算します。